

工業再配置促進法を廃止する法律

(平成一八年四月二六日法律第三二号)

一、提案理由(平成一八年三月八日・衆議院経済産業委員会)

二階国務大臣

……………(略)……………

最後に、工業再配置促進法を廃止する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

工業再配置促進法は、過度に工業が集積している地域から工業の集積の程度が低い地域への工場の移転を推進する措置を講ずることにより、工業の再配置を促進し、もって国土の均衡ある発展に資することを目的として、昭和四十七年に制定されました。工業再配置促進法等に基づく工業再配置政策については、例えば、昭和四十五年には約三対二であった移転促進地域と誘導地域の工業出荷額の比率が、平成十二年には約一対三に逆転するなど、これまでに一定の成果を上げてきております。加えて、近年、企業が海外も含めて工場の立地場所を選ぶようになる中、国内で工業の再配置を促進する政策の必要性は低下しております。

本法律案は、こうした情勢の変化を踏まえ、工業再配置促進法を廃止するものであります。

以上が、これら法律案の提案理由及びその要旨でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

二、衆議院経済産業委員長報告(平成一八年三月二三日)

石田祝稔君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、工業再配置促進法を廃止する法律案につきましては、昭和四十七年に制定された工業再配置促進法について、我が国経済をめぐる諸情勢の変化等に伴い、これを廃止するものであります。

本委員会においては、去る三月八日三法律案に関し二階経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案について参考人から意見を聴取するなど、慎重な審査を行い、昨日質疑を終了したものであります。質疑終局後、三法律案につき、それぞれ採決を行った結果、全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

……………(略)……………

以上、御報告申し上げます。

三、参議院経済産業委員長報告(平成一八年四月一九日)

加納時男君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、経済産業委員会にお

ける審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、三法律案の概要を申し上げます。

……………（略）……………

次に、工業再配置促進法を廃止する法律案は、国が対象地域を定め工業の再配置を促進する必要性が低下したことから、工業再配置促進法を廃止しようとするものであります。

委員会におきましては、以上の三法律案を一括して議題として審査を行いました。

主な質疑は、特定ものづくり基盤技術の対象となる技術の範囲、国際競争力強化に向けた中小企業ものづくりの対策、指針に基づく研究開発の予算規模の妥当性、特定研究開発等計画の認定申請手続簡素化の必要性、二法案の廃止と国土の均衡ある発展との関係等、広範多岐にわたって行うとともに、中小企業ものづくり法案につきましては、四名の参考人から意見を聴取し、審査を進めてまいりましたが、これらの詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、順次採決の結果、三法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。